

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

●確認制度における利用定員の概要

子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業の設置者からの申請に基づき、本市が認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定め、給付対象施設・事業となることを「確認」とされています。

●利用定員を定めるに当たって必要な手続き

- ①市町村子ども・子育て会議等の意見聴取（子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項）
- ②都道府県知事への協議（子ども・子育て支援法第31条第3項） ※教育・保育施設のみ

●平成30年4月及び6月開所予定施設の利用定員について

認可を受けて決定される予定の認可定員数等から次のとおり利用定員数を設定します。

(1) 平成30年4月及び6月開所予定の認可保育所

区域	施設名称	運営主体	住所	認可定員	利用定員							開所標準時間	延長保育時間	建物構造	給食提供
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
東南	アスクくげぬま北保育園	株式会社	鶴沼石上3-1-3	90	6	15	15	18	18	18	90	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00	鉄骨造2階建 建物全部	調理業務 外部委託
西南	辻堂あいまーる保育園	有限会社	辻堂6-4-3	60	3	10	11	12	12	12	60	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~20:00 (土曜)18:00~20:00	木造2階建 建物全部	自園調理
西南	わかたけ第2保育園	社会福祉法人	辻堂1-5-5	60	6	8	10	12	12	12	60	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	鉄骨造(一部木造) 2階建 建物全部	自園調理
計				210	15	33	36	42	42	42	210				

【分園】

区域	施設名称	運営主体	住所	認可定員	利用定員							開所標準時間	延長保育時間	建物構造	給食提供
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
東南	グリーンキッズ湘南村岡	社会福祉法人	渡内3-8-67	60	6	15	17	22			60	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	木造2階建 建物全部	調理業務 外部委託
北部	(仮称)湘南台つぼみ 保育園	社会福祉法人	湘南台4-10-24	60	6	15	17	22			60	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	鉄骨造4階建 1階部分の一部	自園調理
中部	第2湘南まるめろ保育園 (6月開所予定)	社会福祉法人	城南1-21-17	60	6	15	17	22			60	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	鉄骨造2階建 建物全部	調理業務 外部委託
計				180	18	45	51	66	0	0	180				

(2) 平成30年4月に開所予定の地域型保育事業所（小規模保育事業所）

区域	施設名称	運営主体	住所	認可定員	利用定員				開所標準時間	延長保育時間	建物構造	給食提供
					3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	合計				
中部	大庭あにまる保育園	株式会社	大庭5404-7	19	3	8	8	19	(平日)7:00~18:00 (土曜)7:00~18:00	(平日)18:00~19:00	RC造6階建 3階部分	調理業務 外部委託

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認（※1）は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第102号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関（※2）を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認（※3）は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。))にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関（※2）を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（※1）施設型給付費の支給を受ける施設となることの確認

（※2）本市では藤沢市子ども・子育て会議がこの機関にあたります。

（※3）地域型保育給付費の支給を受ける施設となることの確認